

## 大津市多様な集団活動事業利用料補助金の対象施設等認定基準

大津市多様な集団活動事業利用料補助金交付要綱第3条の規定により、対象施設等としての認定を受けるために満たすべき基準を次のように定める。

また、同条第2項の審査に際しては、児童福祉専門分科会就学前教育・保育施設等審査部会（大津市社会福祉審議会規則（平成21年規則第48号）第7条第4項に規定する審査部会をいう。）により調査審議することとする。

### 対象施設等認定基準

項目	基準の内容
1. 集団活動の事業者に関する事	<p>(1)継続的に保育等を行っている団体（法人格を有していることを要しない。）であって、以下に掲げる要件をすべて満たすこと。</p> <p>①宗教活動もしくは政治活動または特定の公職者（候補者を含む。）もしくは政党を推薦し、支持し、もしくは反対することを主たる目的としていないこと。</p> <p>②暴力団又はその構成員の利益になる活動を行うものでないこと。</p> <p>③団体又は団体の代表者及び役員並びに従事者が申請日以前の5年間に、教育、保育その他社会福祉に関する法令等の規定により、罰金刑及び行政処分を受けていないこと。</p> <p>④団体の代表者及び役員又は従事者が、以下のいずれかにも該当しないこと。</p> <p>ア 児童福祉法第18条の19の規定に基づき、保育士の登録を取り消された日から起算して2年を経過していない者</p> <p>イ 教育職員免許法第10条の規定に基づき、教育職員免許状が失効した日又は同法第11条の規定に基づき、教育職員免許状を取り上げられた日から起算して2年を経過しない者</p> <p>ウ 暴力団の構成員</p> <p>(2)団体代表者及び保育等の責任者が明確であること。かつ、理事会や運営委員会等の合議体により運営すること。</p> <p>(3)当該対象施設等での事業を開始した日から2年以上経過していること。かつ、申請日以前の2年間に連続して6か月以上の休業期間がないこと。</p>
2. 従事する者の数に関する事	<p>(1)従事する者の数は、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね15人につき1人以上とし、満4歳以上の幼児おおむね25人につき1人以上であること。ただし、常時2人を下回ってはならない。</p> <p>(2)従事する者は常勤職員をいい、短時間勤務職員を充てる場合は、その勤務時間を常勤職員に換算（8時間で除す）して確保すること。</p> <p>(3)施設等がなく屋外での自然体験活動等が主たる場合にあっては、屋外で自然体験活動等を実施する際には、従事する者の数は、満3歳以上の幼児6人につき1人以上であること。</p>
3. 従事する者の	従事する者のおおむね3分の1（従事する者が2人の対象施設等にあ

資格に関すること	<p>っては1人)以上は、幼稚園の教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)に規定する普通免許状をいう。)を有する者または保育士の資格を有し、保育士登録済の者であること。</p>
4. 施設・設備に関すること(施設等を有する場合に限る。)	<p>(1)集団活動を行う部屋(面積がおおむね幼児1人当たり1.65平方メートル以上であるもの。以下「集団活動室」という。)、調理室(給食を提供する場合に限る。自らの施設等で調理を行わない場合は、必要な調理・保存機能を有する設備)及び便所(手洗設備が設けられ、集団活動室及び調理室と区画されており、幼児が安全に使用できるものに限る。)を有すること。</p> <p>(2)必要な遊具、用具等を備えること。</p>
5. 活動場所の確保に関すること(施設等がなく屋外での自然体験活動等が主たる場合に限る。)	<p>(1)活動の実態に応じて、一時的に退避可能なスペースの確保など必要な対策をとること。</p> <p>(2)屋外での子どもの自然体験活動等に使用できる場所が園庭以外にあり、季節や天候に応じて多様な自然体験活動等ができること。かつ、優先的に使用できるよう配慮されていること。</p>
6. 非常災害に対する措置に関すること	<p>(1)消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備が設けられていること。</p> <p>(2)非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する定期的な訓練を実施すること。</p> <p>(3)集団活動室を2階に設ける場合は、建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物とし、3階以上に設ける場合は、耐火建築物であること。</p> <p>(4)施設等がなく屋外での自然体験活動等が主たる場合にあっては、緊急事態(地震、落雷、豪雨、降雹等の自然災害や不審者遭遇等)が発生した場合の避難などの対応方法について定められ、かつ、従事する者と保護者に周知していること。</p>
7. 活動内容に関すること	<p>(1)幼児一人一人の心身の発育や発達の状況を把握し、活動内容を工夫すること。</p> <p>(2)幼児の安全で清潔な環境や健康的な生活リズム(遊び、運動、睡眠等)に十分配慮がなされた計画を定めること。</p> <p>(3)従事する者は、子どもの最善の利益を考慮し、従事者として適切な姿勢であること。</p> <p>(4)従事する者は、幼児に身体的苦痛を与えたり、人格を辱めることがない等、子どもの人権に十分配慮すること。</p> <p>(5)保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領または幼稚園教育要領を尊重し、子どもの状況や発達過程を踏まえた教育・保育活動を行うこと。</p> <p>(6)活動を通じた交流の機会の確保など、小学校との積極的な連携を図ること。</p>

<p>8. 給食に関する こと（給食を提 供する場合に限 る。）</p>	<p>(1)調理室、調理、配膳、食器等の衛生管理を適切に行うこと。 (2)児童の年齢や発達、健康状態（アレルギー疾患等を含む。）等に配慮した食事内容とすること。 (3)調理は、あらかじめ作成した献立に従って行うこと。 (4)調理に携わる職員には、概ね月1回検便を実施すること。</p>
<p>9. 健康管理及び 安全確保に関す ること</p>	<p>(1)登降園の際、幼児一人一人の健康状態を観察すること。 (2)身長や体重の測定など基本的な発育チェックを毎月定期的に行うこと。 (3)継続して利用している幼児の健康診断を利用開始時及び1年に2回実施すること。 (4)従事する者の健康診断を採用時及び1年に1回実施すること。 (5)必要な医薬品その他の医薬品を備えること。 (6)感染症の予防・対応について、マニュアルを作成すること。 (7)幼児の身体及び活動中の様子並びに家族の態度等から、虐待等不適切な養育が疑われる場合は、児童相談所等の専門的機関と連携するなどの体制をとること。 (8)安全管理マニュアルを作成していること。 (9)幼児及び従事する者が傷害保険に加入していること。かつ、団体として損害賠償責任保険に加入していること。 (10)けがや事故に迅速に対応できるよう、各保護者との連絡方法が書面又は電子メール等で確認されていること。 (11)事故発生時に適切な救命措置が可能となるよう、訓練を実施すること。 (12)施設等がなく屋外での自然体験活動等が主たる場合にあっては、以下のいずれにも該当すること。 ①本市が指定する安全管理に関する専門講習のうち、いずれかを受講した常勤の従事する者がいること。 ②野外におけるリスクマネジメントに関する講習を受講した常勤の従事する者がいること。 ③けがや事故に迅速に対応できるよう、救急医、消防署及び警察署への連絡方法について定められていること。かつ、事前に各機関への協力要請を行っていること。 ④活動場所までの安全な移動手段を確保するなど十分な安全管理に配慮した保育従事者の配置体制をとっていること。</p>
<p>10. 利用者への 情報提供に関す ること</p>	<p>(1)運営に関する重要な事項について、書面等により保護者にその内容を説明すること。 (2)苦情を受けた場合は、適切に対応するとともに、その内容や対応方法を記録すること。</p>
<p>11. 個人情報の 保護に関するこ と。</p>	<p>(1)個人情報保護についての規程があること。 (2)従事する者及び従事する者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていること。</p>

<p>1 2. 従事する者・幼児の帳簿の整備に関する こと</p>	<p>(1)幼児ごとに指導要録（幼児の教育及び健康の状況を記録した書類）を作成すること。  (2)保護者の同意を得て、指導要録を小学校に送付すること。  (3)従事する者及び幼児の状況を明らかにする以下の帳簿等を整備しておかなければならないこと。  ①幼児の氏名及び生年月日、保護者の連絡先並びに契約内容等が確認できる書類  ②労働基準法等で、事業場ごとに備えるべき帳簿等（労働者名簿、賃金台帳、雇入・解雇・災害補償・賃金その他労働関係に関する重要な書類）  ③職員の資格を証明する書類の写し</p>
<p>1 3. 会計処理に関する こと</p>	<p>(1)財政及び経営の状況について真実な内容を表示すること。  (2)全ての取引について、正確な会計帳簿を作成すること。  (3)財政及び経営の状況を正確に判断することができるように必要な会計事実を明瞭に表示すること。  (4)採用する会計処理の原則及び手続並びに計算書類の表示方法については、毎会計年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。  (5)申請日の属する年度の前年度及び前々年度の収支計算書及び事業報告書が、第三者の求めに応じて公開できる状態にあること。</p>

附則

1 この基準は、令和4年2月1日から適用する。

附則

1 この基準は、令和6年7月3日から適用する。

2 改正後の項目第2項第1号の規定による従事する者の数に関することについては、当該職員の配置の状況に鑑み、保育等の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、同号の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。